

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人HARAKENZO WORLD P ATENT & TRADEMARK 様 あて名 〒530-0041 日本国大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
出願人又は代理人 の書類記号 17G052W0		発送日 (日.月.年) 15.01.2019	
国際出願番号 PCT/JP2018/041971		国際出願日 (日.月.年) 13.11.2018	優先日 (日.月.年) 13.11.2017
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C07D249/08(2006.01)i, A01N43/653(2006.01)i, A01P3/00(2006.01)i, C07D401/06(2006.01)i, C07D401/12(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社クレハ			

1. この見解書は次の内容を含む。 ☒ 第I欄 見解の基礎 ☐ 第II欄 優先権 ☐ 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 ☐ 第IV欄 発明の単一性の欠如 ☒ 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 ☐ 第VI欄 ある種の引用文献 ☐ 第VII欄 国際出願の欠陥 ☐ 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 12.12.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 神谷 昌克 電話番号 03-3581-1101 内線 3492	4P	8379

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- ☒ 出願時の言語による国際出願
- ☐ 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (P C T 規則12.3(a)及び23.1(b))

2. ☐ この見解書は、P C T 規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (P C T 規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. ☐ 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
- ☐ 附属書C/ST.25テキストファイル形式
- ☐ 紙形式又はイメージファイル形式
- b. ☐ 国際出願とともに、P C T 規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. ☐ 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
- ☐ 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (P C T 規則13の3.1(a))
- ☐ 紙形式又はイメージファイル形式 (P C T 規則13の3.1(b) 及び P C T 実施細則第713号)

4. ☐ さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第Ⅴ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-14	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 58-170770 A (インペリアル・ケミカル・インダストリーズ・ピーエルシー) 1983. 10. 07

文献2 : WO 2013/007767 A1 (BASF SE) 2013. 01. 17

文献3 : JP 59-31766 A (チバーガイギー・アクチエンゲゼルシャフト) 1984. 02. 20

文献4 : WO 93/11118 A1 (SCHERING AGROCHEMICALS LIMITED) 1993. 06. 10

文献5 : WO 2011/136268 A1 (塩野義製薬株式会社) 2011. 11. 03

文献6 : GUO, S. et al., Metal-free oxidative esterification of acetophenones with alcohols: a facile one-pot approach to α -ketoesters, RSC Advances, 2016, Vol.6, No.100, p.98422-98426, ISSN 2046-2069

文献7 : YANG, L. et al., Synthesis of Pelorol and Analogs: Activators of the Inositol 5-Phosphatase SHIP, Organic Letters, 2005, Vol.7, No.6, p.1073-1076, ISSN 1523-7060

請求項1～14に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1～7に対して新規性及び進歩性を有する。

文献1～4には、殺カビ活性を有するトリアゾール又はイミダゾール化合物が記載されている(文献1:特許請求の範囲、実施例、文献2:請求の範囲、実施例、文献3:特許請求の範囲、実施例、文献4:請求の範囲、実施例)。文献5には、ベンジルオキシアセトフェノンを経エステル化する方法が記載されている(段落[0252]～[0253])。文献6～7には、ヨウ素存在下でアセチル基を経エステル化する方法が記載されている(文献6:Scheme 1-2, Table 1-2、文献7:Supporting Information p.8-9)。

しかしながら、文献1～7には、本願発明の化合物及びその中間体化合物の製造方法について記載も示唆もされていない。